

(案)

北広教総第119号  
令和4年6月9日

北広島市立学校適正配置等審議会会長 様

北広島市教育委員会  
教育長 吉田 孝志

より良い教育環境を整備するための北広島市立学校の配置等の  
在り方について（諮問）

北広島市立学校適正配置等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について別  
添を添えて、貴審議会に諮問いたします。

記

より良い教育環境を整備するための北広島市立学校の配置等の在り方について

(教育部 教育総務課)

(別添)

## 1 北広島市立学校を取り巻く現状と課題

本市は、昭和 50 年代から平成初期にかけて都市化の中で、宅地の開発等により大幅に人口が増加してきました。

本市の小学生及び中学生（以下、「児童生徒」という。）も、平成 2 年度にピークを迎え、7,137 人（小学生 4,549 人、中学生 2,588 人）となりました。また、児童生徒数の増加に対応して学校施設の整備をすすめ、平成 4 年度には小学校 10 校、中学校 6 校となりました。

その後、児童生徒数は減少し、令和 4 年度（5 月 1 日時点）は、児童生徒数 4,257 人（小学生 2,725 人、中学生 1,532 人）となっています。この間、児童数の減少が顕著であった北広島団地内の 4 小学校について、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会（以下、「通学区域審議会」という。）からの答申を踏まえ、より教育効果を高めるといふ視点に立ち、教育活動上、生徒指導上、学校運営上などの観点から検討を行い、平成 23 年度に若葉小学校と広葉小学校を、高台小学校と緑陽小学校をそれぞれ統合し、平成 24 年度にそれぞれ双葉小学校、緑ヶ丘小学校として開校しました。この統廃合により、小学校 8 校、中学校 6 校となり、現在に至っています<sup>1)</sup>。

本市では、国の教育政策の潮流なども踏まえ、児童生徒の豊かな学びを実現するため、小中一貫教育やコミュニティ・スクールの導入、児童生徒 1 人 1 台のパソコン端末等の学校 ICT 環境の整備、英語検定等の受検料の支援、市独自のキャリアパスポート「きたひろ夢ノート」、福祉読本や社会科副読本の作成、心の教室相談員、特別支援教育支援員や介助員等の人的配置などの各施策を推進しています。

また、安心・安全な学びの場づくりとして、学校の耐震化及び老朽化対策に計画的に取り組んでいます。

---

1) 児童福祉施設・北海道立向陽学院に入所する児童生徒の教育機会を確保するため、学院内に西の里小学校及び中学校の分校として、陽香分校を設置（平成 21 年度：中学校、平成 23 年度：小学校）していますが、分校の性格上、今回の調査・審議の対象外とします。

しかしながら、本市の人口動態から、今後も児童生徒数は減少し、学校の小規模化が更にすすみ、令和9年度には同一学年で単学級となる学校は、小学校で4校延べ14学級、中学校で2校5学級となる見込みです<sup>2)</sup>。

また、学校施設は、築40年以上の学校が11校（棟別でみると40棟中23棟）となっています。建築当時と比べ、学校施設に求められる機能や役割<sup>3)</sup>は大きく変化しており、時代が求める機能や役割を十分に果たしていくことが難しい状況にあります。

学校施設の機能の向上、老朽化対策に係る改修・改築費用については、2059年度までに約400億円が必要になると推計されています。学校の建築時期が集中していることから、今後の改築時期も集中しており、市（市民）の財政負担の平準化・低減化が課題となっています<sup>4)</sup>。

少子化による学校の小規模化、学校施設の老朽化が進行するなか、未来を担い・創る本市の児童生徒のため、より良い教育環境の整備が課題となっています。

## 2 これまでの検討経過

市教育委員会は、平成30年8月、通学区域審議会に対し、前回の検討以降における国の適正規模に関する基準の改定と児童生徒数の減少を踏まえ、小学校及び中学校の適正規模の在り方について諮問を行いました。

通学区域審議会では、7回の調査・審議が行われ、令和元年11月18日に市教育委員会へ答申が行われました。市教育委員会では、この答申を踏まえ、令和2年3月に「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」（以下、「適正規模基本方針」という。）を決定しました。

- 
- 2) 住民基本台帳（令和4年4月27日時点）から、令和9年度には、小学生2,159人、中学生1,367人になると推計されています。なお、令和4年度において同一学年で単学級となっている学校は、小学校で2校延べ7学級、中学校で1校2学級です。
  - 3) 文部科学省学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」（令和4年3月）では、1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室、多様な学習活動に対応できる多目的スペース、学校と地域が支え合い協働していくための共創空間、防災機能の強化などが示されています。
  - 4) 「北広島市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）において、学校施設の目標使用年数を70年として、これまでの改修実績額に基づき推計しています。本市の学校は、昭和50年代に建築が集中していることから、2040年度から2049年度の10年間に改築時期が集中し、学校施設の維持・更新コストとして毎年17.9億円が必要になる見込みです。（参考：令和4年度の学校施設の維持・改修予算7億822万2千円）

適正規模基本方針では、市立小学校及び中学校の適正な学校規模について、児童生徒への指導面、学校運営面から総合的に検討した結果、児童生徒のより良い教育環境を確保し、教育の質の向上を図る観点から、小学校は12学級から18学級（1学年2学級から3学級）、中学校は6学級から18学級（1学年2学級から6学級）としています（以下、「適正規模基準」という。）。あわせて、留意事項として、この方針は「適正規模化等の検討が必要な学校を考える上での基準として定めたものであり、実際の学校の適正規模化や適正配置、学校を統合しないなどの選択にあたっては、教育機会の均等や教育水準の維持向上を踏まえながら、保護者や地域住民の意見、地域の特性などに応じて慎重に検討」を行っていくこととしています。

令和3年11月には、適正規模基本方針を受け、市教育委員会は通学区域審議会に対し、北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について諮問を行い、令和4年1月に答申を受けました。

答申では、「これまでの審議会の所掌事務及び構成員を次のとおり再整理し、新しい審議会を立ち上げるなど、客観性及び専門性を向上した中で、総合的に調査・審議していくことが望ましい」とされました。その理由として、調査・審議事項が通学区域の適正を図ることを目的とした通学区域審議会の所掌に収まらない状況になっていること、市のまちづくり担当部署や地域住民とまちの未来のビジョンを共有して調査・審議していく必要があることなどが挙げられました。

この答申を受け、市は令和4年第1回市議会定例会において条例を改正し、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会を北広島市立学校適正配置等審議会に改組し、令和4年4月1日から、「より良い教育環境を整備するための北広島市立学校の配置等の在り方に関すること」について調査・審議<sup>5)</sup>を行うことに至ったものです。

### 3 調査・審議を依頼する事項

上記1、2を踏まえ、より良い教育環境を整備するための北広島市立学校の配置等の在り方について、次の3つ事項を中心に、調査・審議をいただきますようお願いします。

なお、調査・審議にあたりましては、次の2つの基本事項を踏まえ、調査・審議いただきますようお願いします。

---

5) 北広島市立学校適正配置等審議会の所掌事務は、通学区域審議会の所掌事務である「児童及び生徒の通学区域の設定及び変更に関すること」（条例第2条第2号）に、新たに「より良い教育環境を整備するための北広島市立学校の配置等の在り方に関すること」（条例第2条第1号）を加えています。

## ＜基本事項＞

- ①適正規模基本方針を基礎に調査・審議をお願いします。
- ②学校教育を含む市の行政サービスの安定的・持続的な提供のため、市総合計画（第6次）について配慮をお願いします<sup>6)</sup>。

## ＜調査・審議事項1＞ 本市の特性を踏まえた市立学校の配置について

学校の配置について、国は、通学距離は「小学校で4km以内、中学校で6km以内」、通学時間は「おおむね1時間以内」を目安としたうえで、この目安を機械的に適用することなく、児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保等のさまざまな観点を勘案し、検討するよう示しています<sup>7)</sup>。

本市の特性を踏まえた市立学校の配置について、調査・審議をお願いします。

## ＜調査・審議事項2＞ 小中一貫教育の更なる推進を図るための方策について

本市では、義務教育9年間を一まとまりと捉え、系統的で連続した教育活動を進めていくため、平成30年度に全市一斉に小中一貫教育を導入しました<sup>8)</sup>。

本市の小中一貫教育の更なる推進を図るための方策について、調査・審議をお願いします。

## ＜調査・審議事項3＞ これからの学校施設に求められる機能について

上記(1)及び(2)、国の動向等<sup>9)</sup>を踏まえ、これからの北広島市の学校施設に求められる機能について、調査・審議をお願いします。

また、将来の各学校の改築を見据え、上記(1)から(3)の調査・審議において、現時点における、各学校の望ましい姿についてもご示唆をお願いします。

---

6) 北広島市総合計画（第6次）の「第6章つながり成長するまち、第3節行財政運営の推進」において、基本的方向の一つとして「自主財源の確保を図りながら、限られた財源の効果的・効率的な配分により、市民ニーズや時代の要請にあった市民サービスを安定的・持続的に提供することができる財政運営を行います」としています。

7) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月）。抜粋は後掲。

8) 「北広島市小中一貫教育推進基本方針」（平成29年3月）

9) 国の報告（前掲注3）では、学校施設の在り方の一つとして、他の公共施設等との複合化・共用化による共創空間を示しています。しかしながら、例えば、広葉中学校は、学校開放や選挙の投票所として利用されていますが、体育館に専用玄関がなく、また、構造上、錠付き扉による区画や動線の分離が難しく、複合的な利用をするうえでセキュリティ上の課題がみられます。

## <参考1> 北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針（抜粋）

### 4 北広島市立小学校及び中学校の適正な学校規模について

#### (1) 適正規模についての基本的な考え方

- クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる学校規模であること。
- クラス替えによる新たな人間関係を構築する力や、多様な意見・価値観に触れることで、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことができる学校規模であること。
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動や、クラスの枠を超えて行う委員会活動や遠足、修学旅行などの集団活動が効果的に行える学校規模であること。
- 学年に複数の教員を配置することで、同学年の教員による指導面の連携や協力が可能になり、より教育の質の向上を図ることができる学校規模であること。
- 校務分掌が適切に配分され、緊急時や学級経営上の問題などが生じた場合に適切な支援体制を組むことができる学校規模であること。
- 子どもたち一人ひとりの個性や特性に応じた指導が可能な学校規模であること。
- 特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り当てることができる学校規模であること。

#### (2) 適正規模

本市では、上記を踏まえ、子どもたちへの指導面、学校運営面から総合的に検討した結果、児童生徒のより良い教育環境を確保し教育の質の向上を図る観点から、北広島市立小学校及び中学校の適正規模を次のとおりとします。

小学校	12学級から18学級（1学年2学級から3学級）
中学校	6学級から18学級（1学年2学級から6学級）

#### <<本方針の取り扱いに関する留意事項>>

学校の規模等に関して、各地域が抱える実情や課題は様々であり、適正規模に満たない、若しくは適正規模を超える学校の適正規模化や適正配置、学校を統合しないなどの選択にあたっては、保護者や地域住民の意見に配慮するとともに、実際に抱えている課題や児童生徒の実態、小規模校の充実策、財政面など、様々な角度から地域の特性に応じたきめ細かな分析や検討が必要です。

したがって、この方針は、北広島市立小学校及び中学校について、適正規模化等の検討が必要な学校を考える上での基準として定めるものであり、実際の学校の適正規模化や適正配置、学校を統合しないなどの選択にあたっては、教育機会の均等や教育水準の維持向上を踏まえながら、保護者や地域住民の意見、地域の特性などに応じて慎重に検討を行っていくこととします。

## <参考2> 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（抜粋）

### 2章 適正規模・適正配置について

#### (2) 学校の適正配置（通学条件）

- 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

（中 略）

#### 【通学距離による考え方】

- これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

（中 略）

#### 【通学時間による考え方】

- 以上のようなことを総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

（中 略）

#### 【各地域における主体的検討の重要性】

- いずれにしても、各地域が抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではありません。各市町村においては、児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要があります。